

議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、港区個人情報の保護に関する法律施行条例ほか5条例の規定を整備するため、これらの条例の一部を改正します。

1 法改正の背景

現行法における刑罰の懲役と禁錮の大きな違いは、作業の義務の有無にありましたが、禁錮に処せられた者の大多数が自ら作業に就くことなどから、懲役及び禁錮が廃止され、これに代わるものとして、拘禁刑が創設されました。

○懲役及び禁錮の廃止

- ・懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
- ・禁錮は、刑事施設に拘置する。



○拘禁刑の創設

- ・拘禁刑は、刑事施設に拘置する。
- ・改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

2 改正する条例

1	港区個人情報の保護に関する法律施行条例
2	港区職員の分限に関する条例
3	港区職員の給与に関する条例
4	港区プールの衛生管理に関する条例
5	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例

3 改正の概要

各条例で引用している「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

4 施行期日

令和7年6月1日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 目次

○	港区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年港区条例第五十三号）（第一条関係）	1
○	港区職員の分限に関する条例（昭和26年港区条例第二十一号）（第二条関係）	4
○	港区職員の給与に関する条例（昭和26年港区条例第十三号）（第三条関係）	6
○	港区プールの衛生管理に関する条例（昭和50年港区条例第二十七号）（第四条関係）	10
○	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年港区条例第三十六号）（第五条関係）	12

港区個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(港区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第二号イに掲げる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(港区個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第二号イに掲げる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施</p>

行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(後略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

(港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後

行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(後略)

の港区職員⁵の給与に関する条例第二十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区職員の分限に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第八条 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>(前略)</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第八条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

3| 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

（港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4| この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5| この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区職員の給与に関する条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止める</p>	<p>(前略)</p> <p>第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止める</p>

ことができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二（略）

2（略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

二・三（略）

4～6（略）

（後略）

ことができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二（略）

2（略）

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三（略）

4～6（略）

（後略）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

(港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後

の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区プールの衛生管理に関する条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法</p>	<p>(前略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(後略)</p>

律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

（港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第五条関係）

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十九条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ</p>	<p>(前略)</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十九条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ</p>
--	---

とができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2 (略)

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4～6 (略)

(後略)

とができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2 (略)

3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 (略)

4～6 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(港区職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 懲役の刑に処せられた者については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の港区職員の分限に関する条例第八条第一項の規定は、適用しない。

(港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後

の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。